

## 司法修習委員会（第43回）議事録

### 1 日時

令和5年1月31日（火）午後3時から午後5時まで

### 2 開催方法

オンライン会議

### 3 出席者

（委員）岩崎晃、翁百合、沖野眞已、加藤俊治、木納敏和、菅原ますみ、中山孝雄、濱中淳子、松下淳一、山本和彦（委員長）（敬称略）

（幹事）石田京子、一場康宏、加藤経将、川山泰弘、是木誠、佐藤隆之、佐藤雅彦、設楽あづさ、下津健司、鈴木謙也、鈴木道夫、長田雅之、丸山嘉代、宮村啓太、和田俊憲（敬称略）

### 4 議題

#### (1) 意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

イ 実務修習に関する状況等について

#### (2) 令和5年度以降の司法修習について

### 5 配布資料

（資料）

82 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

### 6 議事

#### (1) 委員及び幹事の交替

神村委員及び平田委員に替わり、加藤委員及び木納委員が委員に任命され、石井幹事、大原幹事、河本幹事及び杉山幹事に替わり、是木幹事、下津幹事、長田幹事及び丸山幹事が幹事に任命された旨の報告

がされた。

(2) 報告

一場幹事から、司法修習の実施状況等について報告がされた。その中で、修習専念資金の貸与申請について、75期では修習終了までに690件の申請があり、修習生全体の約52%に当たること、76期では修習開始時点で611件の申請があり、修習生全体の約44%に当たることなどが報告された。

(3) 意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

(山本委員長)

導入修習に関する状況等について、一場幹事から御説明お願いいたします。

(一場幹事)

導入修習は、修習開始段階で修習生に不足している実務基礎知識、能力に気づかせるとともに、より効果的、効率的な分野実務修習が円滑に行われるようにすることを目的として、68期から実施しております。

76期の導入修習の詳細な状況につきましては、後ほど、各上席教官の幹事からも御報告いただく予定ですが、私からは、直近で取りまとめが終わった75期導入修習の第2アンケートと、今回参集で実施した76期導入修習の実施の概要について御説明いたします。

まず、アンケートについてです。導入修習については、その状況を把握し、今後の修習の質の向上に役立てることを一つの目的として、各期において、導入修習が終了したときと、集合修習開始時、すなわち分野別実務修習が終わったときの2回にわたり、修習生に対してアンケートを実施しております。このうち、導入修習終了時

に実施するものを第1アンケート、集合修習開始時に実施するものを第2アンケートと呼んでおり、72期以降は各期の経年変化を見ることに主眼を置き、質問事項を絞って実施しております。

今回は75期の第2アンケート、分野別修習終了時のアンケートの取りまとめが終わったところですので、こちらについて御報告します。回答の集計結果をまとめたものが資料82です。冒頭にありますとおり、修習生1328人中1254人がアンケートに回答し、回答率は、約94%となっております。

このアンケートは、修習生が、導入修習を終え、さらに約8箇月の分野別実務修習をやり終えた段階で、導入修習について振り返って回答したものとなります。その段階で、以下、特徴的な点について絞って簡潔に御紹介いたします。

図表1-1-1は導入修習を通じて知識等に不足を感じたか否か、不足を感じた場合に分野別実務修習中に自学自修に取り組んだか否かを集計したものであり、図表1-1-2から1-1-4まではこれを74期の同時期のアンケート結果と比較したものです。

図表1-1-1のとおり、知識、能力の不足を感じた者の割合がいずれの項目でも7割を超えており、自己に不足している知識、能力に気づかせるという導入修習の目的に照らすと、好ましい結果と言えます。

図表1-4-1及び1-4-2は修習生が自学自修の際に工夫した内容を集計したものになります。回答傾向は概ね74期と同様ですが、他の修習生に相談するとの回答の割合がやや減少しています。74、75期はいずれも導入修習をオンラインで行ったものですが、導入修習をオンライン方式で実施したこととの関係につきましても、今後明らかになる76期のアンケート結果などとも比較しながら分

析していく必要があると考えています。

図表 2-1 及び 2-2-1 から 2-2-3 までは導入修習の各カリキュラムの役に立った程度についての回答の集計です。全てのカリキュラムについて 90%以上の修習生が役に立った、または少しは役に立ったと回答しており、分野別実務修習を終えた段階で振り返った修習生からも、一定程度、肯定的な評価を得られていることが分かります。

なお、例年御報告している項目は資料 82 のとおりですが、今回、新たな試みとして、75期の第2アンケートの結果と、同じ75期の第1アンケートの結果との比較というものを、比較可能な項目に限ってはありますが、実施いたしました。第41回の委員会で藤原前委員からいただいた御指摘を受けての試みになります。

その結果ですが、先ほど申し上げましたとおり、第2アンケートを単体で見るとほぼすべてのカリキュラムで高い評価が得られているように見えますが、導入修習を終えた直後の時期に行った第1アンケートの結果と比較すると、全てのカリキュラムについて、実務修習を経た後ではその評価が下がっていることが分かりました。第2アンケートは導入修習を終えて時間が経ってから実施するものですので、時の経過に伴い印象が薄くなったことによる影響等もあるものと思われませんが、このあたりの原因についても分析しながら、より効果の高い修習内容が実現できるよう、引き続き検討を進めて参りたいと考えております。アンケートについての御報告は以上です。

続きまして、76期の導入修習の関係です。76期の導入修習は昨年11月30日から12月23日までの日程で実施いたしました。新型コロナの影響により、導入修習は74、75期とオンラインで

実施してきましたが、76期では73期以来3期ぶりに参集方式での実施となりました。これは、この委員会でも御議論いただいた内容を踏まえ、対面・参集方式にはオンライン方式を上回る効用があること、また、効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行われるようにするという導入修習の目的に照らし、この段階で修習生を集めることは意義が大きいことなどを考慮した結果として、最善の修習効果を得ることを重視し、感染防止対策を講じた上で、修習生を和光市の司法研修所に集める方式で実施することとしたものです。

実施に当たりましては、これまでオンライン方式で実施してきたノウハウを生かし、感染状況が悪化した場合に備えてオンラインと併用する形で講義を実施しました。具体的には、各カリキュラムにつき1クラスは登庁した者のみならず各班の全オンライン受講者を対象としたハイブリッド方式で実施し、かつ、その講義を録画しておくことで、登庁できない者も体調に問題がなければオンラインで講義に参加できるとともに、リアルタイムで講義に参加できない者も事後的に講義動画を視聴できるようにすることで、実務修習への移行に支障が生じないようにしました。

なお、実施期間中、陽性判明や濃厚接触等の理由で登庁できない状況になる者が相当数出ることになり、報道がされることもありました。ハイブリッド方式のほか、必要に応じてクラス単位でまとめて一定期間オンラインに切り替える方法等を取りながら、全体として大きな混乱はなく、予定どおりの日程で導入修習を終えております。

具体的な指導の内容にかかわる部分につきましては、この後、各上席教官の幹事から報告していただきますが、この点に関連し、事務局としては、例年、毎日の修習について修習生が交代で書く修習

日誌の中で、起案の型を示してほしいですとか、優秀答案を配布してほしい、という意見が多く見られることが気になっています。

修習における起案というのは、実際の裁判の記録を加工したものを修習生に渡し、例えば裁判科目でいいますと、記録に基づいて事実認定をさせたりするものです。起案の型を示してほしいといったような修習生の意見は、起案をするにあたって、どのような点について、どのような順序で、それぞれどの程度の分量で記載すべきかについて、汎用性の高い基準を示したり、具体的な論述例を示したりして、より細かく指導してほしいという趣旨の要望と受け止めております。

このような修習生に見られる傾向につきましても、各教官室の受け止めに御紹介いただいた上で、委員・幹事の皆様から御意見をお聞きできればと考えております。

(山本委員長)

ありがとうございました。

それでは、今の一場幹事の御説明に関連して、司法研修所の各上席教官の幹事から、参集・対面方式で実施した導入修習の実情や、いわゆる起案の型を求める修習生の傾向に対する教官室の受け止めについて、御説明をいただければと存じます。

(鈴木(謙)幹事)

民裁教官の鈴木です。民裁から御説明いたします。

まず初めに、3期ぶりに参集方式で導入修習を実施することができ、率直に申し上げて、久しぶりに修習生が集う活気ある司法研修所が戻って来たということで、大変うれしく思った次第です。

民裁科目のカリキュラムでは、オンラインの場合と同様ですが、導入修習の二つの目的のために、要件事実の考え方、事実認定の基

本的な手法を指導するなどして、適切な争点整理の在り方を意識させ、生きた事件を素材とした分野別実務修習での訓練につながるよう努めたところです。

具体的には、例えば、即日起案解説のカリキュラムでは、主張分析を中心とする起案でしたが、要件事実の考え方や争点整理の重要性を認識してもらえるように意識して指導を行いました。

また、民事事実認定の手法と留意点のカリキュラムにおいて、事実認定の基本的な考え方、手法を理解してもらうとともに、模擬争点整理のカリキュラムにおいて、終局的な事実認定の場面だけでなく、立証の見通しを立てるためにも事実認定能力が重要だということを理解してもらえるよう指導を行いました。

参集・対面方式の効用についてですが、グループ討論や模擬争点整理はオンラインと比較するとスムーズに実施できたと思いますし、授業中の修習生と教官とのやり取りもやはりスムーズに実施できたと思っております。

一方向での情報伝達については、オンラインでも遜色ないレベルで実施できるように思いますが、双方向、多方向でのやり取りとなると、やはり対面の方がやりやすいように思います。

また、講義の合間に少し気になったことを教官に質問したり、隣の席の修習生に聞いたりということは格段にしやすかったと思いますし、講義終了後の時間に実施した茶話会や、休み時間の雑談などにより、修習生同士の横のつながり、教官と修習生とのつながりはオンラインの時よりもずっと増えたように思います。人間関係の構築が円滑な修習の実施につながるという面はあると思います。

参集方式で講義を行う意味として、グループ討論、その結果のプレゼンテーション、それを踏まえたクラスの議論といったところに

大きなメリットがあるように感じたところですので、そうしたメリットを意識した講義の内容や実施方法を考えていくことが大事ではないかと考えております。

続いて、起案の型をめぐる修習生の傾向についてです。民裁では、起案の内容は大きく申し上げて主張整理と事実認定ということになります。主張整理は要件事実の摘示ですので、事柄の性質上、起案する内容、形式は明確であり、この点について型を示してほしいということはないように考えております。また、事実認定に関しては、事実認定において大切なことは妥当な結論及び結論に至った理由を説得的に論証することだということを伝えた上で、民事事実認定の基本的な考え方・手法を指導しております。

また、民裁では、事実認定の内容の検討に注力してもらうために、導入修習のカリキュラムの中で、事実認定の基本的な考え方・手法に即した起案のスタイルを紹介し、あくまで一つの例という位置付けで、自学自修用教材に、事実認定起案の検討例も紹介しています。

そのため、民裁科目については、型を示してほしいという声はあまりなく、修習生は、どのような事実を重要な事実として取り上げ、それらをどのように評価して構成し、説得的に論証するかといった内容の検討に注力することができているものと考えております。

(下津幹事)

刑裁教官室の下津です。

まず、導入修習の全般的な印象ですが、参集になり、司法修習生以上に教官が喜んでいるというのが大変印象的でした。

また、修習生もコロナ禍で学生生活がかなり抑制されていたということもあってか、積極的に周囲とコミュニケーションを取ろうとしている様子も印象的でした。一場幹事から御紹介のあった導入修

習全体の目的は、ほかの科目とも共通したのですが、刑裁科目におきましては、特に、汎用性のある事実認定能力の育成に主眼を置いており、導入修習でも講義や起案とその講評を通じて、刑事裁判における事実認定について指導をしております。

また、刑事共通科目として、検察、刑弁両教官室とともに、勾留などの身体拘束に関する刑事問題研究と、公判前整理手続という、争点と証拠の整理手続に関する刑事共通演習基礎を実施するなどしました。

参集・対面方式の効用につきましては、鈴木幹事のお話と重なりますが、やはり、講義、講評の際に修習生の反応を見ながら説明を付加するなどの柔軟な対応ができるという意味で、教官側はやりやすかったのではないかと思いますし、グループ討論などでも、目の前にいる修習生を相手に活発にやり取りをしていましたので、修習生もやりやすかったのではないかと思います。クラス単位で急遽オンラインに切り替えて刑事共通演習基礎を実施したというケースもありましたが、修習生は、法科大学院等でオンライン授業に慣れているせいか、急遽オンラインとなっても的確に対応し、手際よくグループに分かれて意見交換をするなどしておりました。この辺りは世代の差を感じた次第です。

私自身もハイブリッド対応クラスを担当しましたが、目の前にいる修習生を相手にしながら画面の向こうにいるオンライン参加の修習生にも気を配るといのは、実際のところ、なかなか難しいものでした。私は、昨年10月に着任したばかりで、オンラインによる講義自体が初めてでしたので、慣れの問題もあったのかもしれませんが、ハイブリッド方式は非常に難しかったというのが正直なところです。

引き続き起案の型の問題について御報告いたします。刑裁におきましては、当事者の攻防が尽くされた後の固まった証拠・事実関係を基に、争点についての判断を求めるという形で起案をさせます。具体的には、証拠である供述の信用性をどう評価するか、認定した間接事実の推認力をどのように評価するか、認定した間接事実を総合して合理的な疑いが残らないかどうか、さらに、認定した事実を法解釈に基づいて法律にどのように当てはめるか、このような点を問うています。

数年前までの刑裁教官室の指導としては、特にこのうちの間接事実の推認力の評価というところに焦点を当て、間接事実と争点との関連性、これを「意味合い」と表現し、その関係性の強さ、これを「重み」と表現し、この2つの用語を使って説明をするという授業をやっておりました。

ところが、これが行き過ぎた形で修習生に浸透し、全ての事案において「意味合い」、「重み」という表現で分析して起案を書くことが頻発しました。これはやはり修正をしなければいけないということになり、近年では、意識的にこのような用語を使わないようにして、事案全体を捉えて、事実を総合的に分析・判断することの重要性を強調するようになってきております。

同じような争点でも事案によって具体的な立証命題は異なりますし、証拠関係も事案によって異なります。さらには心証形成の過程は判断者によっていくつかの筋道が考えられます。そのため、刑裁起案においては、一つの固まった型というものはない、正解はない、ということを導入修習の冒頭から修習生に強調しており、この点が司法修習生に浸透するように努めております。

修習生からは、書き方が分からない、型を教えてほしい、という

不満が寄せられることがあります。立証命題を正確にとらえた上で、被告人、弁護人の主張を踏まえても検察官の主張、立証により立証命題が成り立つか否か、これを自分の言葉で説明するように繰り返し指導しているところです。

この指導が浸透してきたせいか、最近では、「意味合い」、「重み」といった形の分析は減少傾向にあり、徐々にではありますが、自分の頭で考えた、自分の言葉で書いた起案が目につくようになってきているように感じています。

(丸山幹事)

検察教官室の丸山です。民裁、刑裁それぞれの上席教官から、対面は修習生も喜ぶし、教官ももっと喜んでいるという御紹介がありました。それは検察修習においてもまさにそのとおりであったと思います。

対面・参集方式のメリットについては、両上席から御紹介があったとおりで、検察も同様ですので、こちらについては省略いたします。

他方、デメリットというほどではないですが、意外な反応が見られた部分がありますので、この機会に御紹介いたします。

今の修習生は、法科大学院時代の授業の大半がオンラインで実施され、対面や参集ということが多くなかったせいかもしれませんが、導入修習中、その濃密な人間関係に逆に疲弊してしまう者もいたようです。寮に戻った後に出掛けずに引き籠もってしまう者と、他の修習生と出掛けて懇親を深める者と、もしかしたら二分されていたのではないか、というのが検察教官室の率直な印象です。また、オンラインの場合、知り合いがいない、年齢が高い修習生等がグループワークなどの際に孤立する傾向がなくはなかったようですが、対面

の場合、オンラインで生じやすいこのような孤立が生じにくい反面、学生のような他の修習生のノリに少し付いていけないという者もやはりいたのではないかという印象を持っています。

それから、ハイブリッド講義については、下津幹事からもお話がありましたとおり、検察教官室の方でも、担当者からは、非常に難しい取り回しであったと報告を受けているところです。

続きまして、起案の型についてです。この点については、民裁と同様、検察についても、あまり起案の型を求める形での不満は聞かれないように思います。検察教官室では、終局処分起案の考え方を配布して、思考の枠組みというものを教えています。思考の枠組みとは、いわゆる終局処分、警察が送致してきた被疑者、事件について、端的に言えば、起訴するかしないかの判断をするに当たって検討すべき事項と順序のことです。修習生によっては、この思考の枠組みを起案の型と受け止めていることもあるのかもしれませんが。検察起案では、終局処分に至る思考過程を論述することを求めますので、この思考の枠組みと起案の書き方は重なる部分があるというのは、ある意味当然のことです。

この中で主に検討すべき事項は、警察が被疑者としている人が本当にその事件の犯人なのかという犯人性の問題と、仮にそういう事実があったとした場合にその被疑者が行った行為が何かの犯罪に該当するのかという犯罪の成否、主にこの2点です。刑事科目は、刑事裁判、刑事弁護、検察とありますが、この三者の違いとして、刑事裁判と刑事弁護はどうしても公判段階中心であるのに対して、検察は捜査段階が中心となるため、争点、被疑者がどう主張するかが必ずしも明らかでない段階において終局処分を検討しなければならないという点が特徴的です。

このような検察の科目の特性上真犯人を処罰し、無辜の人を処罰しないようにするという観点から、被疑者がどのような供述をしているかに関わらず、犯人性と犯罪性の成否、いずれについても、穴がないように、網羅的に検討することが求められます。

もちろん、事件ごとに証拠関係が異なる以上、具体的な起案の内容は異なって当然ですが、ある証拠関係を前提に、誰が検討しても漏れを防ぐようにするという意味では、どういう事項についてどういう順序で検討するか、これが重要です。そのため、思考の枠組みを教えるということに力点を置いているところです。

与えられた証拠に基づいて検討を進め、少しずつ真実に肉薄して行くと、もう少しこういう証拠があれば白黒はつきりするなというのが、修習生も分かってくるわけですが、導入修習では、証拠は与えられたものしかありません。もっとも検察官は捜査機関ですので、不明な点があれば、自分あるいは警察に指示して捜査をして証拠を収集していく、ということになります。このような検討と補充捜査、あるいは、自らの取り調べ、この繰り返しをしながら事実認定をしていきます。検察教官室では動的事実認定と呼んでいますが、これを学んでもらうのが実務修習であり、個々の事件について、司法修習生がそれぞれに型にはまらない自由な発想で取り調べ、あるいは補充捜査を行って、動的事実認定を体得するということが実務修習の最大の目的だと考えています。この後の議題の先取りになるかもしれませんが、検察の実務修習は、このように、導入修習で学んだ思考の枠組みで検討する中で、足りないものを自分の手で取りに行くという、マニュアル思考では全く対応できないものです。そして、今は待ちの姿勢の修習生が多いといわれている中で、彼ら、彼女らがどうやって自らの発想で補充捜査を実施して、取り調べに当たる

ように仕向けていくか、それがこれからの実務修習では重要と考えています。

(佐藤(雅)幹事)

民事弁護教官室の佐藤です。

まず、76期導入修習の実情については、3上席からのお話とほぼ同様ですが、教官側は、修習生の反応を見ながらの双方向の授業は非常にやりやすかったように思います。修習生同士も、円滑にコミュニケーションが取れていたように感じており、特に、グループ討論の際にそれが顕著に出ていたという印象です。修習生側もオンラインの生活が長かったせいか、生での議論に相当飢えているという感じが伝わり、非常に活発な議論、有意義な議論、ここはやはりオンラインとかなり違うと感じたところでした。

それから、既に出ている話ですが、ハイブリッドについては、やはりかなり難しさを感じました。教官側はもちろん、修習生側も、その都度違うメンバーが出たり入ったりすることもあり、グループ討論がやりづらかったように思います。一つ印象的だった出来事として、グループ討論の際にオンライングループの中に喉が痛いという者がおり、そのグループは全員でチャット討論をしていました。チャット討論でもそれなりにコミュニケーションは成立しており、今時だなと思いついて見していました。

続きまして、起案の型の問題です。民弁では、訴状、答弁書、準備書面、これらを起案の題材にしていますが、型をフォーマットという意味で考えた場合、訴状や答弁書については、この意味での型はしっかりと身につけてほしいと考えています。例えば、訴状であれば請求の趣旨やよって書きの書き方、答弁書であれば請求の趣旨に対する答弁や請求の原因に対する認否の仕方など、このあたりに

については型を身につけるよう指導しています。

準備書面については、訴状や答弁書のような意味での型はありませんが、民弁の立場、裁判所を説得する立場であることを意識させるために、内容以外にも、相手に伝わりやすい書面を作成するという観点からの指導をしています。例えば、ある程度のボリュームの書面を作成するときは、これから何を論ずるかを最初に示すために総論を立てたり、論理的に整理された見出しを立てたりした方が読み手は読みやすいといった話で、このような意味での型の指導はしている、ということになります。

また、教官によっては、分量について、成績上位のものの平均頁数はこれくらい、成績があまりよくない人の平均はこれくらいといったことを示して成績と分量との相関性を情報として伝えたり、文章の記述例についても、講義の中で、ここはこう書いたらどうか、という例をいくつか示すことがあります。

気を付けなければならないのは、このようなフォーマットの話でなく、思考そのものが型にはまってしまっただけでは元も子もないということです。民事弁護では、生の事実から主張を構築する必要があり、柔軟な発想でいろいろな構成を幅広く検討していくことが求められます。その際に、思考そのものが型にはまっていては非常によろしくないということになります。そのため、分かりやすく伝えるための型の話と悪い意味での思考の型とを混同させないように、気をつけながら指導するようにしています。

それから、優秀起案については、民弁では教官の裁量に委ねていますが、多くの教官が、本人の了解の下で、優秀起案数通を配布しています。限られた時間の中で修習生が作成したものであり、もちろん完璧なものではありませんので、これを配布することによる弊

害も危惧されるわけですが、司法修習生の生の声を聞きましても、他の者の起案と自分の起案とを比べて自分のレベルの違いを知ることができる、どこまで事実認定を丁寧に検討しなければならないのか、どう書けばいいのかという点で参考になるところが多い、という話を聞いております。修習生相互の切磋琢磨が重要だということはいうまでもありませんが、それを促進し、学修効果を高めるものとして、多くの民弁教官は、優秀起案の配布を肯定的に捉えているところではあります。

(宮村幹事)

刑弁教官室の宮村です。まず、導入修習の実施状況につきまして、他の教官室と同様に、刑弁教官室としましても、充実した導入修習を実施することができたものと考えています。刑弁教官室では、導入修習中、模擬接見、模擬反対尋問、修習生同士でのブレインストーミングなどの実践的なカリキュラムを設けておりますが、やはり、これらのカリキュラムについては参集での教育効果が非常に高いと感じています。修習生の感想の中で他の人との議論を通じて気付きを得るところに充実感を覚えたというものが多かったように思います。知識や経験を伝えることについてはリモートでも十分な効果が得られると思いますが、修習生同士の議論をする、あるいは、実演型のカリキュラムについては、参集型で実施することの意義が非常に大きいということを改めて実感いたしました。

修習生が型を求めるところについては、概ね、民弁の佐藤幹事からお話があったとおりで、同様に感じています。まず、佐藤幹事がフォーマットとおっしゃった起案のスタイルや形式面について、修習生がサンプルを求めるとするのは、これは理解可能だと感じています。私どもも教材の刑事弁護の手引きで起案のいわゆるフ

フォーマットのようなところについては、一部サンプルを示しています。ただ、そのようなサンプルを活用して、ブラッシュアップして、自分なりのスタイルを作っていくというところは怠らないでもらいたいということも修習生には伝えています。

問題は、やはり、起案の中身について、思考をパターン化してしまうことであると考えています。例えば、目撃証言の信用性が問題となる事案であれば距離と目撃時間と明るさと視力を検討すればいいであるとか、供述の変遷がある場合はこの点とこの点を列挙しておけばいいといったように、パターン化した思考を修習生が持つことを懸念しています。

修習生の起案を見てみますと、着眼点を絶対視するような思考に陥っている起案と、そうではなく、それらをツールとして使い、事案に即してどこを検討すべきなのかを考えることのできている起案と、やはり2パターンあります。もちろん、私どもは後者のように考えてもらいたいと思っています。

解決策としましては、やはり講評や修習生に対するコメントの中で、一般的な着眼点の説明に終始するような指導をしてはならず、この事案でどこに着目すべきかというところにこそ重点を置いた指導を行っていく必要があると考えています。

このような観点から、刑弁教官室では、講評はブレインストーミング、まずこの記録から事実を拾い上げるところからスタートしよう、ということとしており、各教官は、必ずそのような手順で講評しています。それから、起案についての講評やコメントで評価を述べる際にも、書けば書くほど、漏れが無ければ高評価になる、との誤解を与えないよう、この事案でどこに注目すべきかという点をどう考えたかについて、適切にコメントとフィードバックをするとい

うことがとても大事だと考えています。この点は非常に難しいところで、現在も試行錯誤しているところですが、教官がパターン化した講評をすれば修習生もパターン化した思考に陥ってしまうと思いますので、引き続き、教官室内でも議論していきたいと考えています。

(山本委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告、御説明につきまして、委員・幹事の皆さまから御質問、御意見を頂戴できればと思います。全体的に、参種方式については、各教官室から積極的な評価があったように伺いました。とりわけ、双方向、多方向のやり取りに効果が高く、さらに、人間関係の形成という面でも参集で行うことの意義は非常に大きいのではないかと。何より教える方が楽しい。この辺りは、我々法科大学院の人間も経験しているところですが、そのとおりであろうと思います。

型を求める司法修習生の問題については、まず、型をどのように位置付けるのか、という問題もあろうかと思えますし、各教官室で、それぞれの科目の特性に応じた評価の違いというものがあったように伺っていて思いましたが、いかがでしょうか。

(松下委員)

起案の型を求めるという話は法科大学院の学生にも見られる傾向ですが、何が正解かということに非常に気にする学生に対しては、唯一の正解はない、という言い方をするようにしています。正解がないと説明するよりも学生が安心するように思います。

学生のこのような傾向の原因は、高等教育に入る前の段階で、ある程度の長さの論理的に通った文書を書くという経験が不足してい

るためではないかと考えています。先ほど、オンライン参加している修習生がチャットでグループディスカッションに参加していたという話があり、それが非常に象徴的ですが、今の若い人は短いテキストを書くのが非常に早く、上手です。私もZ o o mで授業を行っていて、チャットでどんどん質問が飛んでくるのに感動したことがあります。

その反面で、長いものを書くのが苦手なのではないかという印象を持っているところではあります。

それから、先ほど民弁教官室からの御報告で、優秀起案の配布についてのお話がありました。かねてから、法律学の答案の文書の書き方の練習として、一番効果的な方法は、採点してみることはないかと考えています。出来のいい答案とそうでない答案とを混ぜて、例えば30通とか50通採点してみると、何がよくて、何が採点者をイライラさせるのかがよく分かってよいのではないのか、そう思いながら自分では何十年も実現できないでいますが、起案については匿名化して、いいものと真ん中ぐらいの評価のものとを配ってみると、対比が可能となり、法律文書の読み手として、何が相当なのかが分かるようになってよいのではないかと思いました。

(濱中委員)

今、大学院生を対象にした社会調査の授業を担当していますが、履修している学生たちからは、調査の仕方、分析の仕方、論文の書き方に関して、型というか、フォーマットを示してほしい、という要望が多く寄せられます。そうしたものの中には、インタビュー調査は何人に話を聞くべきですか、といった素朴なものもあるのですが、こうした人数問題も含め、社会調査の進め方、分析の仕方はまさにケースバイケースとしか言いようがありません。修習生たちも、こうした学生

たちと同じように、ケースバイケースとしか言いようがないものの答えを求めているような印象を受けました。

この修習の日程がとても詰まっているのは分かるのですが、そうした中でも既に働いていらっしゃる方による「型をめぐる体験談」のような具体的事例に触れる機会があると、修習生も安心するのではないかという気がしました。

また、先ほど、松下委員から、ダメな例も出したらいいのではないか、というお話がありました。私も、今は行っていませんが、数年前まで、社会調査の授業で、査読論文になりきれなかった原稿を題材に、どこを改善する必要があるか指摘しなさい、という課題を出していました。それなりに意味のある課題だったと考えております。松下委員がおっしゃった方法も一つの良い案なのではないかと思いました。

(菅原委員)

2点あります。まず、マニュアルや型に関する議論についてですが、今の学生を見ていると、とても不安が強く、まずはマニュアルが欲しいとか、型を教えてほしい、というニーズは確かにあるように感じています。個人的には、ステップを2つに分けて考えており、まずは、やはり初学者である学生たちにはある程度の手引を提供します。各教官室でも行われているようなファーストステップが必要で、その後、自分で書いたものを発表させて、教員からほめられたり、指摘を受けたり、友達からフィードバックをもらったりする中でさらに考えを広げさせる、ということを実践しています。まずは不安の解消に努め、その上で、自分の発想を自由に大きく広げてもらう必要があるという考えに基づくものです。

もう1点は質問です。各教官室からの御報告で、コロナにより本

当に大変な中で、対面とオンライン、それからハイブリッドのいいところをぎゅっと凝縮させて素晴らしい導入修習を実施されたと感じ、感銘を受けました。質問として、録画をされたというお話があり、この点が素晴らしいと思ったのですが、修習生は、例えば、自由な時間に、つまりオンデマンドで視聴するとか、そういったことも可能だったのでしょうか。

(山本委員長)

一場幹事をお願いします。

(一場幹事)

はい、録画したものを修習生向けのサイトにアップして、いつでもオンデマンドで見られるようにしております。そして、本当に真面目な修習生は2度、3度とそれを見直して復習する、そういうようなこともあったと聞いています。

(濱中委員)

私たちも、それを実現したいと思いつつも、先ほど教官の方々からのお話にもあったように、ハイブリッドになると授業自体があたふたしてしまうことから、なかなか後で見てもらえるようなものが残せない、という状況です。オンデマンドで提供しているとのことで、素晴らしい、とても理想的な形と思いました。

(岩崎委員)

岩崎でございます。

私は一弁の修習委員をやっています、あまり学術的なことではなく、実務修習で修習生が来ている現場でどうなっているかということをお伝えしたいと思います。教官の皆様、それから所長、事務局長、研修所の皆様、本当にお疲れ様でした。結果として、修習生は、今、非常に良い状況で実務修習に来ています。

例年、私の方では、修習生に対し、自由に見学に来ていいよとい  
って事務所に呼ぶのですが、昨年、一昨年の第1クールでは、そこ  
で会った修習生同士が名刺交換をし始めるといった状況でした。7  
6期では、これと異なり、会った段階で、既に全員LINEの交換が出  
来ており、当然名前と顔も一致しているという感じですし、この前  
先生のところに来た別の修習生から先生が遅刻にうるさいというこ  
とは聞いていたのでよく分かっていますなどといわれることもあり、  
そのような情報まで伝わっている状況ですので、導入修習を参集方  
式で実施したことでこれほど違うのかと感じているところです。修  
習生の顔色も違いますし、よかったなと思っています。

それから、教官は誰なの、と話を聞いても、去年であれば自分の  
組の教官が誰かということすら記憶に残っていないような者もいま  
しましたが、今年は、そのようなことはありませんでした。教官を覚え  
ていないくらいであれば、何を言っていたかなど覚えているわけが  
ありません。彼らには、誰がどのような顔で何を言っていたかとい  
うのが重要であって、そういうものを導入修習で植え付けていただ  
いてもらって、御苦勞も絶えなかったと思うのですが、本当に良か  
ったと思います。学術的なことでなくて申し訳ないのですが、以上  
のような現場の印象をお伝えしておきます。

(山本委員長)

ありがとうございます。対面の効果ということがやはり非常によ  
く出ているという御指摘だったかと思います。

型の問題についても、いくつか斬新な観点から御提案いただいた  
ものと思いますので、研修所において御参考にしていただければと  
思います。

(一場幹事)

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

イ 実務修習に関する状況等について

(山本委員長)

引き続き、実務修習に関する状況等についてに移ります。こちらについても一場幹事から御報告をお願いいたします。

(一場幹事)

まず、令和4年度の司法修習生指導担当者協議会について御説明いたします。毎年、全国の実務修習の指導担当者、指導に当たられている裁判官、検察官、弁護士の方と司法研修所教官との間で修習の充実方策などについて協議する、司法修習生指導担当者協議会、いわゆる指担協を実施しております。

令和4年度は、昨年7月に開催いたしました。協議事項1は修習の質をより高めるための改善・充実対策についてというもので、司法研修所で行っている修習内容改善の取組の状況を実務庁会にも共有するとともに、いわゆる3+2や在学中受験の導入などの法曹養成制度改革が進められていることを踏まえて、法曹養成プロセス全体を見据えながら、修習の質を向上させるための方策について協議を行うことを狙いとしたものです。

協議事項2は選択型実務修習の実情と課題についてというものです。全国的におおむね安定的な運用が行われているところですが、限られた修習期間の中で、選択型実務修習の期間をいかに充実したものとするかについては、絶えず検討し続ける必要があるという問題意識から、近年の各実務庁会での選択型実務修習の実情や課題について協議を行っていただいたものです。各分科会で行われた協議の概要につきましては、後ほど各上席教官の幹事から御説明いただければと思います。

続きまして、選択型実務修習の状況について、若干御報告いたしますが、選択型実務修習の全国プログラム及び自己開拓プログラムにつきまして、73期では新型コロナの影響により全面的に実施を取りやめましたが、74期、75期においては、感染防止に留意しながら全国プログラム及び自己開拓プログラムも含めて実施いたしました。76期につきましても、同様に、全国プログラム及び自己開拓プログラムを実施する予定です。全国プログラムは現在の募集手続の途中ですので、募集人数、応募者数等の具体的な状況につきましては、次回の委員会で御報告する予定です。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは、各分科会の協議について、司法研修所の上席教官の幹事から御説明をお願いしたいと思います。

(鈴木(謙)幹事)

民事裁判分科会について御説明申し上げます。協議事項1の修習の質をより高める改善・充実方策を中心に御報告いたします。

まず、協議の冒頭、民裁教官室における指導の現状を説明いたしました。ポイントとして、主張分析の指導においては、要件事実を考える前提として、民事実体法の理解があることをより明確にするよう努めていること、事実認定の指導においては、間接事実を多く挙げれば評価が高くなるというところを抜本的に改め、結論の分かれ目となる重要な事実を的確に指摘して、適切な評価をすることを重視し、結論を出すのに関連性の薄い事実を挙げる必要はないことを明確に伝えるようにしていることなどを説明しました。

実務庁から見た民裁教官室における指導の課題、要望等として、実務庁の指導官からは、主張分析や事実認定の基本的な理解が十分ではない修習生が散見される、といったことですか、修習生がマ

ニュアル思考に陥っている、というような指摘がありました。また、要望として、もっと要件事実の考え方を指導すべきではないか、という意見も出されました。これらの意見などを踏まえて、さらに指導内容を検討していきたいと考えております。

分野別実務修習の充実方策に関し、分野別実務修習では、生きた事件を素材にして、より実践的な知識・技法を修得することに意義がある、とする庁が大多数でした。また、事件傍聴をより有意義なものにするために、傍聴の前に、期日の進行方針、必要な求釈明事項、和解も含めた事案の着地点等を検討させているといった指導の工夫例や、部全体で事件を管理して修習に適した事件を修習生に割り当てるようにしている、といった取組が紹介されました。また、民事訴訟のデジタル化の影響につきまして、現状では修習生の傍聴等に大きな支障はないものの、今後さらにデジタル化が進展した際の修習の態勢の整備を検討してほしい、という指摘がされたところです。

協議事項2の選択型実務修習の実情と課題につきましては、裁判所提供のプログラムに十分な応募が寄せられない、という状況にはないといった庁が比較的多かったところですが、民事の模擬裁判のプログラムにつきましては、準備の負担が大きいことなどから応募が少ない実情があると報告がされました。

(下津幹事)

刑事裁判分科会の状況について御報告いたします。

協議事項1の修習の質をより高めるための改善充実方策の関係では、まず、修習生の課題について実務庁から意見を聴取いたしました。

実務修習におきましても、やはり、先ほど申し上げた「意味合い」、

「重み」といった型にはまった事実認定を行う傾向があるとの意見が多く伺われました。また、刑事手続の基本的な流れも押さえられていない修習生が多いという課題も指摘されたところです。このような課題に関し、実務庁では、修習生の起案について裁判官が講評する際などに、証拠から結論に至る過程を自分の頭で考えることの重要性を丁寧に説明するようにしているといった方策の報告がありました。

また、手続に関しては、修習の開始当初に簡単な模擬裁判を実演させることによって手続の流れを一通り押さえることが効果的であるというような紹介もありました。

研修所と実務庁との連携に関しては、相互の緊密な連携の重要性が改めて確認されたところであり、刑裁教官室としても適時適切な情報提供が重要であるということを再認識した次第です。

法曹の働き方やコロナへの対応に関しては、オンラインを利用した形で講義・講評を実施したり、模擬裁判の準備などもオンラインを使わせることによって、コロナの影響を極力少なくしたとの報告がありました。また、このような修習環境、働き方の変化といったものを踏まえても、指導においては裁判官と修習生との対話が重要であるという点について、教官室と実務庁の認識が一致しました。修習生と対話する機会を持つ具体的な方策として、例えば、部をまたいで裁判官と修習生が懇談する機会を設けたり、オンライン懇親会を実施するなどの紹介がありました。

続きまして、協議事項2の選択型実務修習の実情と課題ですが、先ほど鈴木幹事からも御紹介がありましたが、刑事の模擬裁判の実施についても、困難をきたしているという報告が各庁から相次ぎました。

刑事の模擬裁判は、裁判所だけでなく、検察、弁護と共同で開催される場合が多いのですけれども、なかなか応募者が集まらないとの報告がされております。

分野別実務修習の刑裁修習の中でも模擬裁判を実施していますが、修習生は、それと選択型における模擬裁判の違いをあまり意識できずに「もういいよ」と感じてしまっているのかもしれない。実務庁との間では、選択型実務修習における模擬裁判というものの独自の意味、修習効果を修習生にどのようにアピールしていくかが課題であるとの認識で一致したところです。

(丸山幹事)

検察分科会の状況について御報告いたします。

協議事項1についてですが、実務庁からは、修習生の課題としてさまざまな点が指摘されました。先ほどの起案の型を求めるところにも通ずるものですが、個々の事件にまつわる個性に着目できず、送致記録を所与のものと捉えてしまう。事件の実質的争点に重点を置いた検討ができず総花的な検討になる。あるいは、分断的な評価となり、総合評価ができない。こういった指摘がありました。

検察では、今ある証拠に基づいて事実認定を試み、証拠が足りないときは取り調べや補充捜査を行っていく。この繰り返しで動的事実認定を行い、最終的に真実発見に至ることを目指しているわけですが、なかなか修習生にはその動的事実認定という考え方がうまく理解できないのだと思います。証拠も、あるいは事実についても与えられるものと考えており、目の前にある記録と実際に世の中で起きている犯罪とがリアルな形で彼ら、彼女の中で結びつかない、そのために動的事実認定を体得しがたいのではないかと、という御指摘と思います。

これらの課題を踏まえた指導方策として、例えば、動的事実認定を理解させる取組、模擬的な補充捜査ですとか、模擬的な取調べ、あるいは犯行再現や現場確認で実際に犯罪が起こった現場に行ってみる、これにより記録と実際の犯罪を自分の中で結びつける、そういった動的事実認定のリハーサルのような取組を行っているという序の紹介がありました。

また、検事正の講話ですとか、デジタルフォレンジック体験会を通じて、まさしく経験談により補充捜査等を擬似体験して行く、という工夫例の紹介もありました。

法曹を取り巻く環境の変化を踏まえた指導方法の改善方策に関しては、指導担当検事にも当然ワークライフバランスということがございますので、一人に委ねるのではなく、複数の検察官が修習生を見るといって工夫例が紹介されたところでございます。

デジタル化に応じた指導の工夫例としては、施設見学に代えてウェブ会議システムを利用した講義を実施したり、他庁配属の検察官も招いてパネルディスカッションを実施したという例が紹介されました。デジタル化あるいはオンライン化が幅広い検察官との意見交換、そのあるいは経験を共有できるツールとして使われている例かと思えます。

続きまして、協議事項2の選択型実務修習の実情と課題についてです。やはり、負担の問題が話題に上がりました。負担の少ない見学プログラムなどは人気があるのですが、先ほど両裁判上席から御紹介ありましたとおり、刑事模擬裁判というのは人気がなく、開催が危ぶまれているという状況です。また、修習生の大半は皆さん弁護士になりますので、弁護士となった後に役立つ民事保全などのプログラムが選ばれることが多いですが、その観点からも、刑事模擬

裁判の方には人が集まりにくいという実情があります。

今後は、負担の大きいものは人気がないという点をどうしたらよいか、あるいは、分野別実務修習との差別化をどう図っていくかということが重要で、こうしたことが継続的に検討して行くべき課題かと考えています。

模擬裁判などについては、複数の庁の合同開催を求める意見もあったようですが、現在は制度上そういった取組がなかなか難しいという隘路もあり、こういった点をどう克服していくかということは今後も検討して参りたいと思います。

(佐藤(雅)幹事)

弁護分科会は民弁と刑弁と両方で一つの分科会ですので、まず私の方から御説明申し上げて、足りない部分を後ほど宮村幹事から補充していただければと思います。

まず、協議事項の1です。指導内容については、当事者目線をどうやって教えるかというところに悩みがあるという話、それから、事実関係を拾い上げて組み立てるという訓練がやや不足しているのではないかという御意見がありました。教官室でもまさに指導の目標としているところですので、目指すところは一致している、ただ、まだ不十分な点があるという認識を相互に共有した次第です。

実務庁会における改善の取組としてお聞きした中では、実務修習の中でも起案の機会を与えてそのトレーニングをする試みをされているところがあるといったことや、事実関係を拾い上げて組み立てる、という点に関しては議論を経て思考が鍛えられるというところが大きいものであるため、特に75期では司法研修所での修習もリモートであったということを踏まえて、なるべく指導担当との生の議論というものを重視して、その中で能力を育てる試みをされてい

るという話などが印象に残りました。

また、協議の中で、執務時間の修習を終えた後、いわゆる5時以降の修習についても話題になりました。参加したメンバーのほとんどは、自分の経験に照らして、弁護士の考え方、その立ち居振る舞いというものを含めて、5時以降の修習から吸収すべきこともいろいろとあるのではないかと考えているところですが、そのような考え方もある一方で、やはり、コロナの問題もありますし、あるいは、修習生の気質としても、必ずしもそういうものは求められていないかもしれないという指導担当側の躊躇もありまして、皆さん悩んでおられるのが実情ということが良く分かりました。

結論として、当然強制のようなことがあってはなりません、そういういった懇親を含めた形で総合的に指導を行うということについては、肯定的な意見が多かったという印象でございました。

それから、協議事項2については、ここまでの話で出たように、模擬裁判についての話が話題の多くを占めておりまして、人が集まらないということが悩みとして共有されておりました。これといった改善策がないところですが、やはり、やってみると絶対にやってよかったと皆さん思うようですので、取っ掛かりがないためなかなか踏み込めない人に、どうやってそれをうまく伝えて参加につなげるかという工夫が必要になります。これも強制というわけにはいきませんが、積極的に勧誘する、そういった微妙な工夫を皆さんいろいろ考えていらっしゃるというところだったと思います。ここは非常に悩ましいところでした。民弁からは以上です。

(宮村幹事)

若干だけ刑弁の立場から補充させていただきます。今、佐藤幹事からお話がありましたように、協議の中で、当事者目線で事件を組

み立てることについて、どう修習生に修得してもらうのか、という課題を我々と実務修習を御担当されている皆様で共有できました。この点は、刑弁としても非常に重要な課題だと考えています。

刑弁教官としては、実務修習中に、是非初回接見を、初回が無理でも接見をできるだけ多く経験してほしいということを修習生に伝えています。それによって書面の起案の本数が少し減ってでも、是非接見に行つてほしいと伝えています。それは、何も情報がない中で依頼者から情報を取得して、捜査記録に全くアクセスできない状況で事件の方針をどう組み立てていくか考える、という経験こそが三刑事科目の中での刑事弁護科目の位置付けの理解につながるし、当事者目線で考えるということにもつながるからです。当事者目線をどう養っていくかという課題は、弁護教官室として長年持ち続けてきている課題ですが、実務修習で何をやってきてほしいかというところにもつながるところだと思いますので、この点は、引き続き、実務修習を御担当されている皆様との間でも、課題として意見交換をしていくことが重要であると感じています。

(山本委員長)

ありがとうございました。それではこれまでの御報告、御説明につきまして、御質問、御意見、御自由にお出しただければと思います。翁委員お願いいたします。

(翁委員)

御説明ありがとうございました。法曹を取り巻く環境の変化ということで指導方法をいろいろと工夫されている様子が分かって大変共感をしております。やはり働き方や世の中が大きく変わり、長時間労働をできるだけ避けるという世の中になっている中で、ワークライフバランスを意識した指導というのは今後とても大事になる

と思っております。

デジタル化に関しても、非常に工夫されていて、ウェブ会議を利用して外部の方も含めたディスカッションをするという例の紹介もありましたが、そういったことも非常に重要で、うまくデジタルを活用して、今後もやっていただきたいと思っております。

選択型実務修習で模擬裁判の人气がないということをごのり方もおっしゃっていました。アピールしていくという方向性となったとの御報告もあったように思いますが、どこの御発表にもあった課題だと思われましたので、本当にこの選択型実務修習のままでいいのか、例えば、分野別修習の方と工夫してやることのできないのかとかも含めて、多角的に検討する必要があるのではないかと感じました。

（山本委員長）

ありがとうございました。それでは菅原委員お願いいたします。

（菅原委員）

では手短かに2点申し上げます。1点目は当事者目線が弱いというお話についてです。心理の世界でもその辺りがすごく問題になりますので、心理士になるための実習に出す前にロールプレイをやらせています。その際、カウンセラー役、つまり話を聞く役と、聞かれる役、その両方を体験させるようにしています。特に話を聞く方は短期間で信頼を得ないといけいけないので、聞かれるという立場についても経験できるようなロールプレイがいいのかなと思われました。

2点目は模擬裁判が人气がないという点です。外から見るととても楽しそうでたくさんの方が集まりそうに思えるので、集まらないというのは意外ですが、思い起こせば、私たちの方の実習でも、できるだけ軽く、楽なものに人气が殺到します。学生はたくさんのごを学ばないといけいけないので、そういった傾向になるのも仕方がな

いところもあるかと思えます。一つの工夫として私たちも行っているのが体験談の共有です。行って良かったとか、こんなに勉強になったといった体験談のチラシを作ったり、体験した先輩たちの体験談の動画を見せたりといったことが考えられます。いかにその体験が重要で、行くと勉強になるかということ、先生から言うと少し押し付けがましくなることもありますので、先輩たちに語ってもらう形をとるという工夫もできるのではと思いましたので、御参考までにお話させていただきました。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは木納委員お願いいたします。

(木納委員)

修習生が、起案の型や優秀答案を示すことを求めるといったお話や、選択型の模擬裁判の人气があまりないといったお話がありました。全体として見てみますと、導入修習のアンケートのところで、導入修習を通じて民事実体法の知識や民事訴訟手続の知識、要件事実の考え方、刑事の実体法や訴訟法の手続の知識が非常に不足していると感じている修習生が相当多くいるとのことでしたが、昔の自分の修習時代を振り返ってみますと、修習が2年間ありましたので、不足部分はその間にかなり取り戻した上で実務の勉強、経験を修習中に行うことができたのですが、今の1年修習の中で、その不足部分を感じない程度にまで修習中に取り戻せているのかどうか気になっています。

実務修習に入ってしまうと、忙しくしている間に目の前の事件について勉強をその都度していくことになり、結局そういう手当てしかできてないのではないかと、そういったことが、例えば選択型のプログラム選択に際して、模擬裁判とかそういったことに時間を取る

よりは、目の前の試験を踏まえて、もっと基本的なことをしっかり勉強する時間に当てた方がいいという行動につながっているのではないか、ということを感じました。

これは本質的な問題で、修習が十分に成果を上げられるように、知識不足をどこでどのように補って、基礎を作っていたらいいのかということは非常に知恵がいるところかと思いますが、その辺りが修習生のいろいろな行動選択に現れてないかというところを心配しているところです。

修習現場でも、そういったところを汲み取りながら、修習内容について、いろいろ工夫をしていただくことも必要な状況にあるのではないかということを感じました。

(山本委員長)

ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたかと思えます。それでは設楽幹事お願いいたします。

(設楽幹事)

前回の委員会で、限られた時間の中で司法研修所での修習を実りのあるものにするために、教官室ごとに無駄を省いたり、重なる部分は一緒にしたらいいのではないかと述べさせていただきました。

今回も同じ観点で、限られた時間の中で何をどう教えるのかという観点から、今回は司法研修所での修習と分野別実務修習とがどういう役割分担をするのか、という点について、気付いたことを述べさせていただきます。これは司法研修所での修習と分野別実務修習だけでなく、法科大学院も含めてやはり役割分担を考えなくてはいいかと改めて思った点ですが、例えば、刑事弁護を例えに申し上げさせていただきますと、刑事系の科目では司法研修所での修習で教わったことと実務庁の指導担当者から言われることのギャップに悩

む修習生が時々出てくるということがあります。例えば、司法研修所では、起訴前弁護という科目で、黙秘権の行使の方法などを指導していると思いますが、現場では、その内容をあまり理解していない指導担当者もそれなりにおり、修習生が悩むとか、それから弁護人として公判では反対尋問すべき証拠については不同意にするわけですけれども、それを刑裁の実務修習では一部不同意の方がいいのに、と言われてしまうとか、このようにそうした協力どころか、打ち消しあってしまったところがあるのではないかという問題が一つあります。

それから、民裁の分科会の協議の中で、修習生の分析力に問題があるという指摘があったということですが、研修所の机上の講義で争点整理をしっかりと理解させるのは大変難しいと思います。やはりそれは生きた事件を目の当たりにして、この事件をどのように整理して行くのかというのを実務庁の指導担当者と一緒に考えていくのが良くて、研修所は、例えばダメな争点整理の例を示して、こんなこととしてはいけませんと伝えるなど、ダメな例を示すというのは非常に短時間でよく印象に残って教育効果も高いと思いますので、そのような役割分担をするようなこともいいのではないかと思います。役割分担とは違って、法科大学院でも研修所でも分野別でも繰り返し教えなくてはいけないこととしては、当事者の目線でものを考える考え方と代理人としての使命をどう考えるかという部分だと思います。当事者目線を強調しすぎるあまりに被疑者はこう言っているのでこうしますとか、被告人がこう言ってほしいというからこういう主張をしました、という話も聞くことがありますが、本当に言いなりに弁護をすることでちゃんとした弁護ができるのか、ということもどこかで教えなくてはいけないだろうということを感じ

ことがよくあります。

協力関係の在り方は課題によって様々だと思いますが、もっと法科大学院と研修所と実務庁の三者で議論しなくてはいけないことだと感じた次第です。

(山本委員長)

ありがとうございました。大変これも重要な点の御指摘で、今、司法研修所と法科大学院協会との間でも連携を図るための協議というのはかなり活発化しつつあると伺っておりますが、相互の役割分担あるいは相互に協調して共に教えていかなければいけないという点もあるのだらうと思います。その辺りの調整は是非進めていただきたいところです。他にいかがでしょうか。石田幹事お願いいたします。

(石田幹事)

今の設楽幹事の御意見は大変重く受け止めたところでございます。司法修習のプロセスで、非常に時間がない中で、こういうことを申し上げるのは大変難しいだらうと思っておりますが、最近男性女性問わず若手の弁護士が相当に家事事件を、裁判所だけではなく、裁判の外でも担っているということが実証的にも明らかになっています。時間でいうと相当の弁護士実務の割合が家事にシフトしているようです。このようなことが明らかになっている中で、家事実務は単に法律を知っていればできるという分野ではないように思いますが、そこについてどのように手当てをするのかという問題があります。家事に関する司法修習のプログラムはまだ手薄であると伺っています。時間が限られているので、どうすればいいのかは難しいですが、具体的に申し上げるならば、利用者の声を聴くと、ジェンダーの視点があまりに欠けた対応をされて失望してしまった、という話も

聞きますので、こういうところだけは最低限押さえなければいけない、といった研修でもいいですし、あるいは、一部は法科大学院が必修にすべきなのかもしれないのですけれども、是非御検討いただければと思いました。

(山本委員長)

ありがとうございます。これも非常に重要な御指摘で、家事事件というのはむしろ非常に専門化しているのではないかと思うのですが、確かに、法科大学院でもきちんと教えられているわけではないですし、修習の中でもなかなかそこに重きを置いて、というのは難しいということで、完全にOJTの世界になってしまっているというのは、やはり大きな問題かと思えます。

私からも一点だけ。鈴木幹事からの御報告の中で若干気になったのが裁判のIT化との関係での修習の在り方についてのお話です。今、争点整理手続はかなりの割合がウェブ会議になっているわけですが、修習生は裁判官の隣に座ってパソコンにイヤホンを通して聞いているとか、あるいは、修習生に傍聴させるためにわざわざ機材を準備室に運び込んでいるという例もあると伺っていますが、やはりそれは少し問題ではないかという印象を持ちます。

ウェブ会議でやっているわけですから、本来的に修習生もそのウェブ会議に参加するということができるのであれば簡単に傍聴ができることになると思います。運用上、あるいは制度上の問題で難しいということもあるかと思いますが、やがて訴訟事件記録も全てデジタル化されるような、令和7年度だと思えますけれども、紙がなくなっていくという状況の中で、修習生にどのように記録を閲覧させるのかということも含めて当然考えていかなければならないし、考えておられると思いますが、できるだけ、早め早めに、デジタル化の中で

の修習の在り方というのを考えていただいて、デジタル化の下でも円滑に修習が進んでいくように是非お考えをいただければと思います。

(一場幹事)

先ほどの御意見に若干お答えしたいと思います。

模擬裁判につきましては、導入修習でも似たようなことをやり、分野別実務修習でも、選択型でも、集合修習でもそのようなカリキュラムがあるので、それぞれの段階ごとにどういった意義があるのかということ整理し直して、それを伝えられるかどうかポイントと考えています。それを与えた上でも選択してもらえなければなかなかもうしょうがないということになるのかもしれませんが、その辺りはこちらの方でも十分検討していきたいと思っております。

家事事件の重要性が増しているというのはまさにそのとおりであると思います。現状を申し上げますと、分野別実務修習中、裁判所に関しては、一般的には刑事裁判修習の間に一週間程度の期間をとって家裁修習を行い、家事事件と少年事件の両方を見るという形になっております。あとは、選択型実務修習でも家裁提供のプログラムがあると思います。そのほか、弁護の実務修習でも離婚事件等を扱う事務所に配属されるとそこでも見ることになるかと思っております。重要性が増している割には割かれている時間が少ないのではないかと、という御指摘も含まれていたものと思いますが、1年という限られた期間の中で、全体としてどのような構成で修習を実施するのが一番いいのかということは検討して参りたいと考えております。

(中山委員)

山本委員長から御指摘のあったデジタル化への対応の問題は研修所としても大事な問題だと思っております。フェーズ3に向けて、

民事訴訟手続の運用を変えていく準備が進んでいく中で、民事裁判がデジタル化した時にも修習生がきちんと円滑に修習をできるような態勢を確保することについては、引き続き考えていきたいと思っているところです。

(4) 令和5年度以降の司法修習について

(山本委員長)

それでは、本日の議題としては最後になるかと思いますが、令和5年度以降の司法修習について、一場幹事から御説明をお願いします。

(一場幹事)

令和5年度以降の修習について簡単に御説明させていただきます。

一連の法曹養成制度改革によりまして、令和5年、今年から司法試験の法科大学院在学中受験ができるということになりまして、その関係でスケジュールが変更になります。司法試験が毎年7月に実施されることになったため、最高裁におきましては、今年の司法試験に合格した者が修習に進む77期以降の修習につきましては、毎年3月20日前後、最も早い期で3月19日に修習を開始することとしております。77期の具体的な日程は現在鋭意調整中でございます。

司法研修所としましては、このようにスケジュールは変わりますが、一連の法曹養成制度改革によっても、法科大学院で教えられるべき内容自体には変化がないことから、修習の内容を直ちに換えなければいけないということはないと考えております。ただ、これまで以上に法科大学院における教育と修習との間の連携が重要になってきていると理解しております。先ほどの議論でも出ましたが、司法研修所では、これまでも法科大学院協会との間で継続的に意見交換をしてきているところでして、実は昨日も行ったところなのですが、非常に充実した議論ができていないか思っています。

また、昨年度からこの取組にさらに力を入れているところでして、法科大学院協会に設置された司法修習連携等検討委員会を窓口として、ウェブ会議を全面的に活用しながら多くの方に参加していただいて意見交換会を実施したり、研修所の講義を録画したものを視聴していただく機会を積極的に設けるなどしております。

今後引き続き法科大学院教育からの円滑な移行を十分に意識しながら、また、先ほどの議事でもたくさんの御意見をいただきましたが、この1年の修習の中で、修習が終われば法曹の資格を得ることになるわけですから、効率的に法曹として出発できるレベルに達せられるような修習のカリキュラムをどうやって組み立てていくか、ということを中心に検討していきたいと考えています。そのためには、法科大学院の教育内容との連携もそうですし、実務庁との連携もそうですし、さらにいえば、法曹になった後の裁判所、検察庁、弁護士会での研修、そちらとの連携も視野に入れながら、効率的、効果的な修習の在り方を検討して行きたいと思っております。

（山本委員長）

ありがとうございます。それでは、ただ今の令和5年度以降の司法修習の点について何かお気づきの点、御質問、御意見、コメントでも結構ですので、お出しいただければと思います。中山委員お願いします。

（中山委員）

一場幹事からの説明に若干補足させていただきます。

本日もいろいろと御指摘をいただきましたが、いかに効果的、効率的に学ぶべきものを学んでもらうのかということについても、一場幹事から申し上げましたとおり、法科大学院との連携や実務庁との緊密な連携の在り方等も含め、改めて、御意見を踏まえて検討していきたい

いと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

(山本委員長)

ありがとうございました。今、御紹介がありましたように、いわゆる在学中受験というのが今年の7月に始まって、来年の3月から司法修習も新しいフェーズに入るということになろうかと思えます。

基本的に教える内容等について、それほど大きな変化があるかどうかは見てみないと分からないということかと思えますが、恐らくこの委員会におきましても、そのような新たな段階での司法修習について、御議論いただく機会があるかと思えます。

司法研修所におかれては、本日の議論も踏まえて、引き続き、司法修習のさらなる充実、質の向上に努めていただければと思えます。

それでは、本日の委員会はこれにて終了とさせていただきます。長時間熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。